

加古川市こども家庭センター設置要綱

令和6年4月1日
こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第10条の2の規定に基づき、児童及び妊産婦等の福祉に関する包括的な支援を実施するため、加古川市こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 こども家庭センターの名称は、「加古川市こども家庭センター」とする。

(対象)

第3条 こども家庭センターにおける支援の対象者は、市内に所在する子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1)法第10条の2第2項各号に規定する業務
- (2)母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に規定する業務
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(設置場所)

第5条 こども家庭センターは、こども部に置く。

(職員)

第6条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1)センター長
- (2)統括支援員
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める職員

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。